

準中型自動車免許

Q&A

Q1 準中型自動車免許取得時の受講義務とは？

準中型自動車免許を取得しようとする人は、公安委員会が行う準中型自動車の運転に係る講習及び応急救護処置講習の受講が義務付けられます。



Q2 免許取得後1年未満の運転者の義務とは？

準中型自動車免許を受けていた期間が通算して1年に達しない人は、初心運転者標識(初心者マーク)を表示しなければなりません。



Q3 免許取得後、1年以内に違反したらどうなる？

準中型自動車免許を取得した日から1年間(初心運転者期間)に違反行為をし、一定の基準に該当することになった場合は再試験の対象となります。



Q4 第二種免許はどう変わる？

特殊自動車を除く第二種免許の種類は、これまでと同様です。準中型自動車で旅客自動車であるものを運転する場合には、中型第二種免許が必要となります。



※Q1. 2. 3は条件により免除される場合があります。

あなたの免許で運転できる車両は？

取得時期	免許の区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員
平成19年 6月1日まで	普通自動車免許	8トン未満	5トン未満	10人以下
	大型自動車免許	8トン以上	5トン以上	11人以上
平成19年6月2日 ～ 平成29年 3月11日まで	普通自動車免許	5トン未満	3トン未満	10人以下
	中型自動車免許	5トン以上11トン未満	3トン以上6.5トン未満	11人以上29人以下
	大型自動車免許	11トン以上	6.5トン以上	30人以上
平成29年 3月12日以降	普通自動車免許	3.5トン未満	2トン未満	10人以下
	準中型自動車免許	3.5トン以上7.5トン未満	2トン以上4.5トン未満	10人以下
	中型自動車免許	7.5トン以上11トン未満	4.5トン以上6.5トン未満	11人以上29人以下
	大型自動車免許	11トン以上	6.5トン以上	30人以上

※取得している免許より小さい区分の自動車であれば、その免許で運転が可能です。

準中型自動車免許を新設

平成29年3月12日施行

普通自動車免許と中型自動車免許の間に「準中型自動車免許」が新設されます。現行では普通自動車免許で車両総重量5トン未満の自動車を運転できますが、改正後は車両総重量3.5トン以上、7.5トン未満の自動車を運転するには準中型自動車免許が必要になります。

平成19年6月1日以前	普通自動車		大型自動車			
	普通自動車免許 (18歳以上)		大型自動車免許 (20歳以上、普通免許等保有通算2年以上)			
			特に大きな車両 (21歳以上、普通免許等保有通算3年以上)			
	車両総重量	8トン未満	8トン	11トン未満	11トン	11トン以上
	最大積載量	5トン未満	5トン	6.5トン未満	6.5トン	6.5トン以上
	乗車定員	10人以下	11人	29人以下	30人	30人以上

現 行	普通自動車		中型自動車		大型自動車	
	普通自動車免許 (18歳以上)		中型自動車免許 (20歳以上、普通免許等保有通算2年以上)		大型自動車免許 (21歳以上、普通免許等保有通算3年以上)	
	車両総重量	5トン未満	5トン	11トン未満	11トン	11トン以上
	最大積載量	3トン未満	3トン	6.5トン未満	6.5トン	6.5トン以上
	乗車定員	10人以下	11人	29人以下	30人	30人以上

新設

改正後

普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
普通自動車免許 (18歳以上)	準中型自動車免許 (18歳以上)	中型自動車免許 (20歳以上、普通免許等保有通算2年以上)	大型自動車免許 (21歳以上、普通免許等保有通算3年以上)
			
車両総重量 3.5トン未満	3.5トン → 7.5トン未満	7.5トン → 11トン未満	11トン → 11トン以上
最大積載量 2トン未満	2トン → 4.5トン未満	4.5トン → 6.5トン未満	6.5トン → 6.5トン以上
乗車定員 10人以下	10人以下	11人 → 29人以下	30人 → 30人以上